

問い合わせ先

● 都 道

都道における道路占用申請に関するお問い合わせは、下記の各建設事務所へお願いします。

事務所名	担当課	所在地・電話番号	所管区域
第一建設事務所	管理課	〒104-0044 中央区明石町2-4 03(3542)1474	千代田区、中央区、港区
第二建設事務所	管理課	〒140-0005 品川区広町2-1-36 03(3774)8184	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
第三建設事務所	管理課	〒164-0001 中野区中野4-8-1 03(3387)5104	新宿区、中野区、杉並区
第四建設事務所	管理課	〒170-0005 豊島区南大塚2-36-2 03(5978)1710	豊島区、板橋区、練馬区
第五建設事務所	管理課	〒124-0023 葛飾区東新小岩 1-14-11 03(3692)4364	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
第六建設事務所	管理課	〒123-0851 足立区梅田8-13-24 03(5845)8076	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区
西多摩建設事務所	管理課	〒198-0042 青梅市東青梅3-20-1 0428(22)2517	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村
南多摩東部建設事務所	管理課	〒194-0021 町田市中町1-31-12 042(720)8626	町田市、稲城市、多摩市
南多摩西部建設事務所	管理課	〒192-0046 八王子市明神町3-19-2 042(643)2612	八王子市、日野市
北多摩南部建設事務所	管理課	〒183-0006 府中市緑町1-27-1 042(330)1806	三鷹市、小金井市、調布市、狛江市、西東京市、武蔵野市、府中市
北多摩北部建設事務所	管理課	〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 042(540)9505	小平市、東久留米市、武蔵村山市、国立市、国分寺市、立川市、昭島市、東大和市、東村山市、清瀬市

都道における道路占用許可制度に関するお問い合わせは、下記へお願いします。
建設局 道路管理部 監察指導課 03(5320)5287

● 区市町村道

区市町村道の道路占用は、区・市役所または町・村役場へお問い合わせください。

● 国 道

国道の道路占用は、23区内の国道につきましては、東京国道事務所・管理第一課（03-3512-9096）、市町村部の国道につきましては、相武国道事務所・管理第一課（042-643-2007）へお問い合わせください。

東京都建設局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
道路管理部 監察指導課
ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>

令和2年3月発行

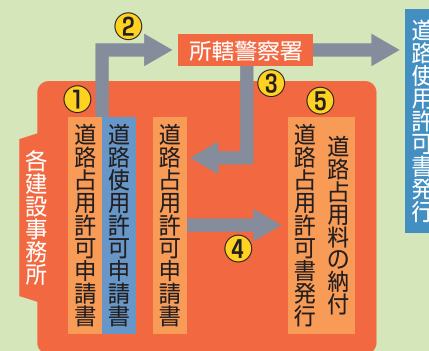
登録(31)第97号



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

許可申請の手続き

事務の流れ



- 道路占用許可申請書と道路使用許可申請書を入手し、両方に記入して、必要書類とともに両方を都の建設事務所管理課に持参し、仮受付印を押印してもらってください。
- 仮受付印のある両方の書類を所轄の警察署に提出してください。
- 警察の承認印が押してある道路占用許可申請書を再度、建設事務所管理課へ提出してください。本受付となります。
- 申請内容の確認、審査を行います。（手続に日数がかかりますので、早めの申請をお願いします。）
- 許可書をお渡しします。なお、有料看板の場合は一緒に納付書をお渡しします。納付期限内に、最寄の金融機関等で占用料をお支払いください。

※ 道路占用許可書や道路使用許可書は、大切に保管してください。

許可内容の変更の手続き

占用物件の変更手続き

● 占用物件の変更手続き ……

増設（形状の変更）や移転時 占用物件の増設や移転・形状寸法の変更をされる場合は、占用申請された建設事務所「道路占用許可申請書（変更）」の手続きをしてください。

撤去や住所変更等の場合 占用物件の「撤去（自費撤去となります）」または「住所・申請者名称の変更」・「権利譲渡」をされる場合は、別途手続きが必要となりますので、占用申請された建設事務所所定の手続きをしてください。

注意 撤去しても廃止の手続きを行わないと、翌年度以降（許可期間）も占用料金が請求されることになります。変更があったときは、必ず手続きをしてください。

● 占用物件の更新手続き ……

占用期間満了前に、更新手続きに必要な用紙が郵便往復はがき形式で郵送されますので、返信用はがきに必要事項を記入の上返送してください。（返信用はがきの返送がない場合は、その看板は許可期間満了後は不法占用物件となります。）

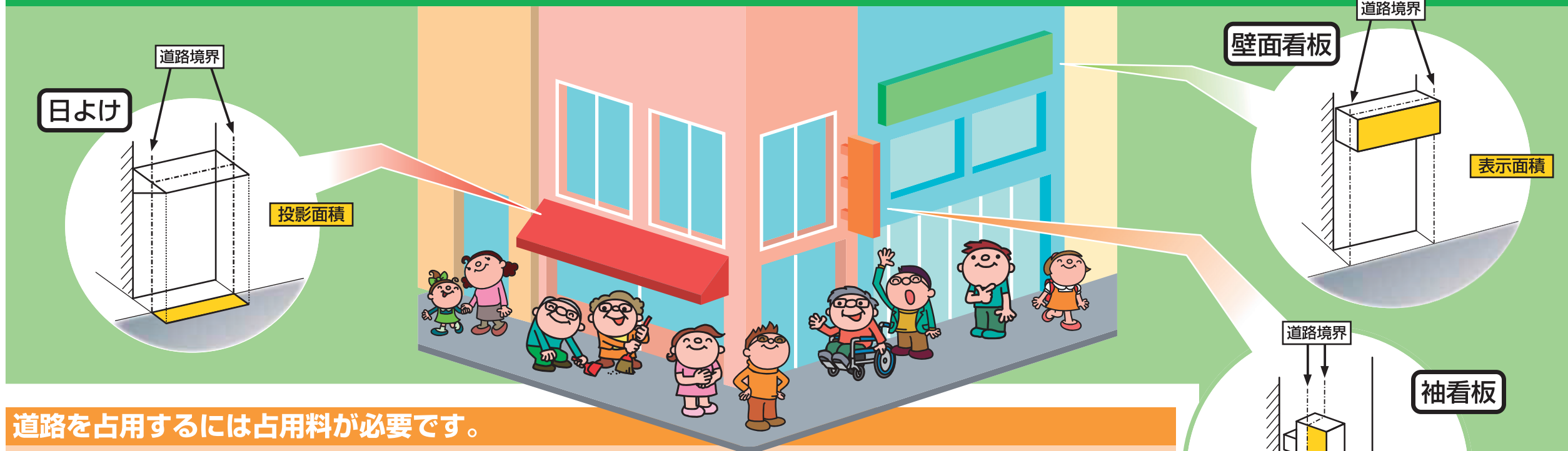
※ 各種看板・日よけの占用許可期間は通常5年です。（物件によっては短い場合があります。）

道路占用許可 （看板・日よけ） のご案内



東京都建設局

道路に看板・日よけを出すときは道路占用許可が必要です。(道路法第32条)



道路を占用するには占用料が必要です。

看板・日よけの占用料について、次のとおり定められています。

1㎡あたりの1年間の占用料単価 (令和2年4月～)

	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区	左記以外の区	市	町村
看板	38,000円	19,900円	8,800円	2,210円
日よけ	3,270円	2,810円	1,400円	250円

表示面積が5㎡以下の看板は
減免
になります

○2㎡以下 … 全額免除
○3～5㎡ … 下記の額になります (令和2年4月～)

	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区	左記以外の区	市	町村
3㎡	38,000円	19,900円	8,800円	2,210円
4㎡	76,000円	39,800円	17,600円	4,420円
5㎡	126,600円	66,300円	29,300円	7,360円

都道の占用料は、道路法第39条に基づく「東京都道路占用料等徴収条例」により定められています(条例は都議会の議決を経て決定しています。)

〈占用料計算例〉1㎡未満切り上げ

袖看板	単価×表示面積㎡=1年間の占用料 (表示面積=1面の表示面積×1.5(裏面は5割減))	表示面積が2㎡以下なら全額免除 表示面積が3～5㎡なら上記の額
壁面看板	単価×表示面積㎡=1年間の占用料	
日よけ	単価×投影面積㎡=1年間の占用料	

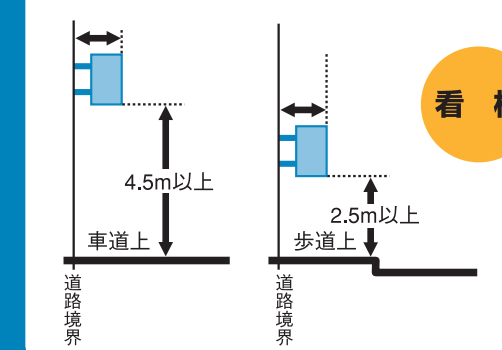
- * 年度途中の申請の場合、占用料は月割りで計算されます。
- * 占用料は、毎年(4月)1年分を全納することとなります。
- * 年度途中で撤去等があっても、占用料はお返しできません。

詳しくは各建設事務所にお問い合わせください。(裏面参照)

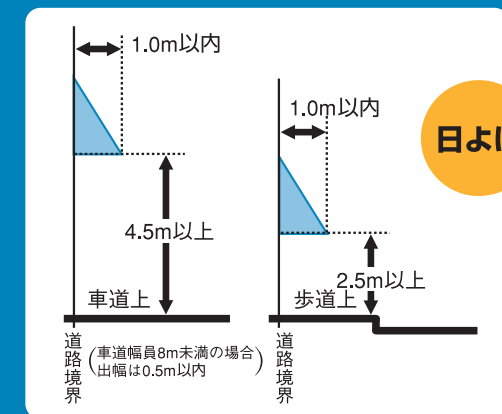
道路占用許可基準(東京都道路占用規則第4条)

歩行者が安心して通行できるように、突き出し看板や日よけ等を設置する場合、以下のよう「基準」が設けられています。

出幅は袖看板が1.0m以内、壁面看板が0.3m以内

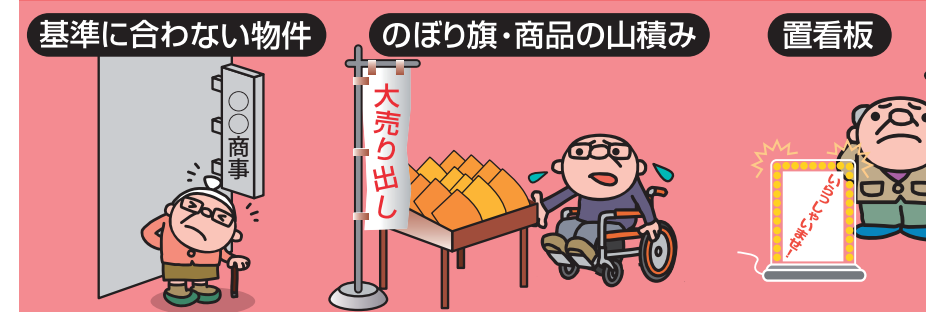


- 看板** ※一営業所、一事業所又は一作業所につき 二個以内
- (1) 高さ(路面から看板の下端までの高さ)
- 歩道上においては、路面から2.5m以上の高さが必要です。
 - 歩道のない道路においては、車との衝突を防止するため、路面から4.5m以上の高さが必要です。
- (2) 出幅
- 袖看板は、道路境界から1.0m以内でなくてはなりません。
 - 壁面看板は、道路境界から0.3m以内でなくてはなりません。



- 日よけ**
- (1) 高さ
- 歩道上においては、路面から2.5m以上の高さが必要です。
 - 車道上においては、路面から4.5m以上の高さが必要です。
- (2) 出幅
- 歩道上においては、道路境界から1.0m以内でなくてはなりません。
 - 車道上においては、
 - 道路の幅が8m以上：道路境界から1.0m以内でなくてはなりません。
 - 道路の幅が8m未満：道路境界から0.5m以内でなくてはなりません。

これらの物件は許可できません。



このような物件を放置することは、通行上の支障となり危険であるばかりかお年寄りやお身体の不自由な方にとっては、大変迷惑です。また、万一これらの物件に起因する事故が起これば、民事上の責任(不法行為による損害賠償責任)を問われる可能性があります。

東京都では、このような事態を未然に防ぐため、日々、パトロールによる是正指導を行っています。